

災害事例
とその対策
No.9

ピッキングフォークリフトの作業で、 パレット上で高所作業中、墜落する

1. 事業の種類 陸上貨物運送事業

2. 労働者数 14名

3. 被災者 フォークリフト運転者 男性27歳 勤続8年

4. 災害発生状況

- (1) 被災者Yは、靴の入出庫を担当してから、1年3ヶ月になる。業務は入庫品を整理、保管し、出庫品については、荷を委託するO社からファックスで送られてくる出庫日計表に基づいて、出荷先別に靴を選別し、梱包、発送する作業を担当していた。
- (2) 災害発生当日の午後からは、靴を保管する倉庫内で一人で翌日出荷予定の靴をピッキングフォークリフトを使用して、棚から取り出す作業を行っていた。
- (3) 災害発生時刻は明確ではないが、午後3時15分頃フォークリフトサービスマンDが、被災者Yから依頼されていたフォークリフトのバッテリーの点検をするため、倉庫の中に入り、ピッキングフォークリフトの側でうずくまるようにして、倒れていた被災者Yを発見した。
- (4) 発見時のピッキングフォークリフトの状態は、フォークリフトの運転席とパレットを差したフォークが、棚の3段目の高さ（床面より約3.9m）に揚げられたままであった。また、パレットの上には、被災者Yが棚から取り出した靴がほぼ一面に置かれていた。
- (5) 発見時の状況から、被災者がフォークリフトを運転して空パレットを差して棚の3段目の高さまでリフトした後、運転席を離れて、パレット上から棚の3段目に保管されている靴を抜き取り作業中、何らかの原因で身体のバランスを崩し、約3.8m下のアスファルト床面に墜落したものと推定される。
- (6) 被災者は作業服を着用していたが、安全帯は、フォークリフトに安全帯取付設備が備え付けられているにもかかわらず未装着であり、ヘルメットも着用していなかった。
- (7) ピッキングフォークリフトの概要
 - ・ 駆動方式はバッテリーによる電動式
 - ・ 運転席がフォークとともに上昇・下降する形式
 - ・ 最大荷重1t・最大揚高4.5m
 - ・ 特定自主検査実施済

5. 災害の発生原因

- (1) 被災者がフォークリフトに備え付けられていた安全帯、ヘルメットを着用していなかったこと。
- (2) ピッキングフォークリフトによる荷の抜き出し作業における墜落防止対策が十分でなかったこと。
- (3) 少人数の倉庫で安全管理が十分でなかったこと。

6. 災害の防止対策

- (1) ピッキングフォークリフトによる荷の抜き出し作業時には安全帯、ヘルメットを必ず装着させること。

- (2) 荷の抜き出し作業は墜落防止設備を設けた専用の高所作業車等を使用し、高所で墜落防止措置の取られていないパレット、棚等への乗り移りを禁止すること。
- (3) 荷を安全に取り出すことが出来るように棚、荷の配置を行うこと。
- (4) 安全管理体制を確立するとともに、作業員に安全教育を行うこと。

(関係法令)

=労働安全衛生法=

- ・第20条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

=労働安全衛生規則=

- ・第151条の14（主たる用途以外の使用の制限）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を荷のつり上げ、労働者の昇降等当該車輛系荷役運搬機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

※「危険を及ぼすおそれのないとき」とは、フォークリフト等の転倒のおそれがない場合で、パレット等の周囲に十分な高さの手すり若しくは、わく等を設け、かつパレット等をフォークに固定すること又は労働者に命綱を使用させること等の措置を講じたときをいうこと。

*フォークリフトのフォーク上のパレットを足場がわりに使用して、作業を行った用途外使用である。

